

○電波法施行規則第7条第5号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する告示案 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改 正 案					現 行				
周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備考	周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
31.05GHzから 31.2GHzまで	北海道総合通 信局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下		31.05GHzから 31.2GHzまで	北海道総合通 信局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	
	東北総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下			東北総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	
	北陸総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下			北陸総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	
	東海総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下			東海総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	
	近畿総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下			近畿総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	
	中国総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下			中国総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下			四国総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	
	九州総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下			九州総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	
31.8GHzから 32.8GHzまで	関東総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1000W以下	空中線電力は、 5W以下に限 る。					
32.05GHzから 33.25GHzまで	北海道総合通 信局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下		32.05GHzから 33.25GHzまで	北海道総合通 信局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	
	東北総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下			東北総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	
	北陸総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下			北陸総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	
	東海総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下			東海総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	
	近畿総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下			近畿総合通信 局管内	平成32年6月 30日まで	1W以下	

	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	佐賀県及び長崎県の区域を除く。
	沖縄総合通信事務所管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
39.5GHzから41GHzまで	関東総合通信局管内	平成32年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
39.625GHzから40.375GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	44.1GHzから44.8GHzまで	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	2000W以下
北陸総合通信局管内		平成29年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
近畿総合通信		平成29年6月	2000W以下	空中線電力は、

	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	佐賀県及び長崎県の区域を除く。
	沖縄総合通信事務所管内	平成32年6月30日まで	1W以下	
39.625GHzから40.375GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
44.1GHzから44.8GHzまで	東北総合通信局管内	平成29年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成29年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
	近畿総合通信	平成29年6月	2000W以下	空中線電力は、

	局管内	30日まで		5 W以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
45. 5GHzから47GHzまで	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	関東総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1500W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
47. 2GHzから49. 8GHzまで	関東総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1500W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1500W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
48. 4GHzから48. 7GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0. 1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0. 1W以下	
	信越総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0. 1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0. 1W以下	
	東海総合通信	平成32年6月	2000W以下	空中線電力は、

	局管内	30日まで		5 W以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成29年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
45. 5GHzから47GHzまで	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	東海総合通信	平成32年6月	2000W以下	空中線電力は、
48. 4GHzから48. 7GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0. 1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0. 1W以下	
	関東総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0. 1W以下	
	信越総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0. 1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0. 1W以下	

	局管内	30日まで		5W以下に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
66GHzから67GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
66GHzから71GHzまで	関東総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1500W以下	空中線電力は、1W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1500W以下	空中線電力は、1W以下に限る。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

	局管内	30日まで		5W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
66GHzから67GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。